

5/15 東京財団政策研究所ウェビナー

全世代型社会保障の課題ー少子化対策の重要施策と財源のあり方

少子化対策の財源は税か社会保険料か ーベストミックスを求めてー

森信茂樹

東京財団政策研究所 研究主幹



東京財団政策研究所

THE TOKYO FOUNDATION FOR POLICY RESEARCH

本日の議論の進め方

前半：14時05分—14時45分（40分）

「少子化対策・たたき台の評価」

- 森信「たたき台」の説明、土居先生、佐藤先生から「たたき台」についてコメントなど（評価、足らざる点、重視すべき点など）
 - 3人で議論
-

後半：14時45分—15時25分（40分）

「少子化対策の財源について—社会保険料か税か、ベストミックスを求めて」

- 森信から問題提起 それぞれのメリットデメリット説明
 - 土居先生、佐藤先生からプレゼン・コメント
 - 3人で議論
-

15:25-15:30 フロアからの意見照会、森信から総括

こども・子育て支援加速化プラン(今後3年間) ～何が従来とは次元が異なるのか～

1

「制度のかつてない大幅な拡充」

例) 児童手当:所得制限撤廃、高校卒業まで延長、手当額の拡充
男女で育休取得した場合、一定期間、育休給付を手取り100%に

2

「長年の課題を解決」

例) 75年ぶりとなる保育士の配置基準の改善
こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整廃止

3

「時代に合わせて発想を転換」

例) 共働き・共育ての推進(固定的な性別役割分担意識からの脱却)
就労要件をなくし、こども誰でも通園制度(仮称)を創設

4

「新しい取組に着手」

例) 伴走型相談支援の制度化、出産費用の保険適用を含めた在り方の検討
学校給食費の無償化に向けた課題の整理
授業料後払い制度(仮称)の創設

5

「地域・社会全体で「こどもまんなか」を実現」

例) こども家庭庁の下で「国民運動」を夏頃を目途にスタート
育休や柔軟な働き方推進のための職場環境づくり(応援手当など)

こども・子育ての強化について(令和5年4月7日、こども未来戦略会議提出資料(小倉こども政策担当大臣)
chromeextension://oemmndcbldboiebfnladdacbfdmadadm/https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/dail/siryou5-1.pdf

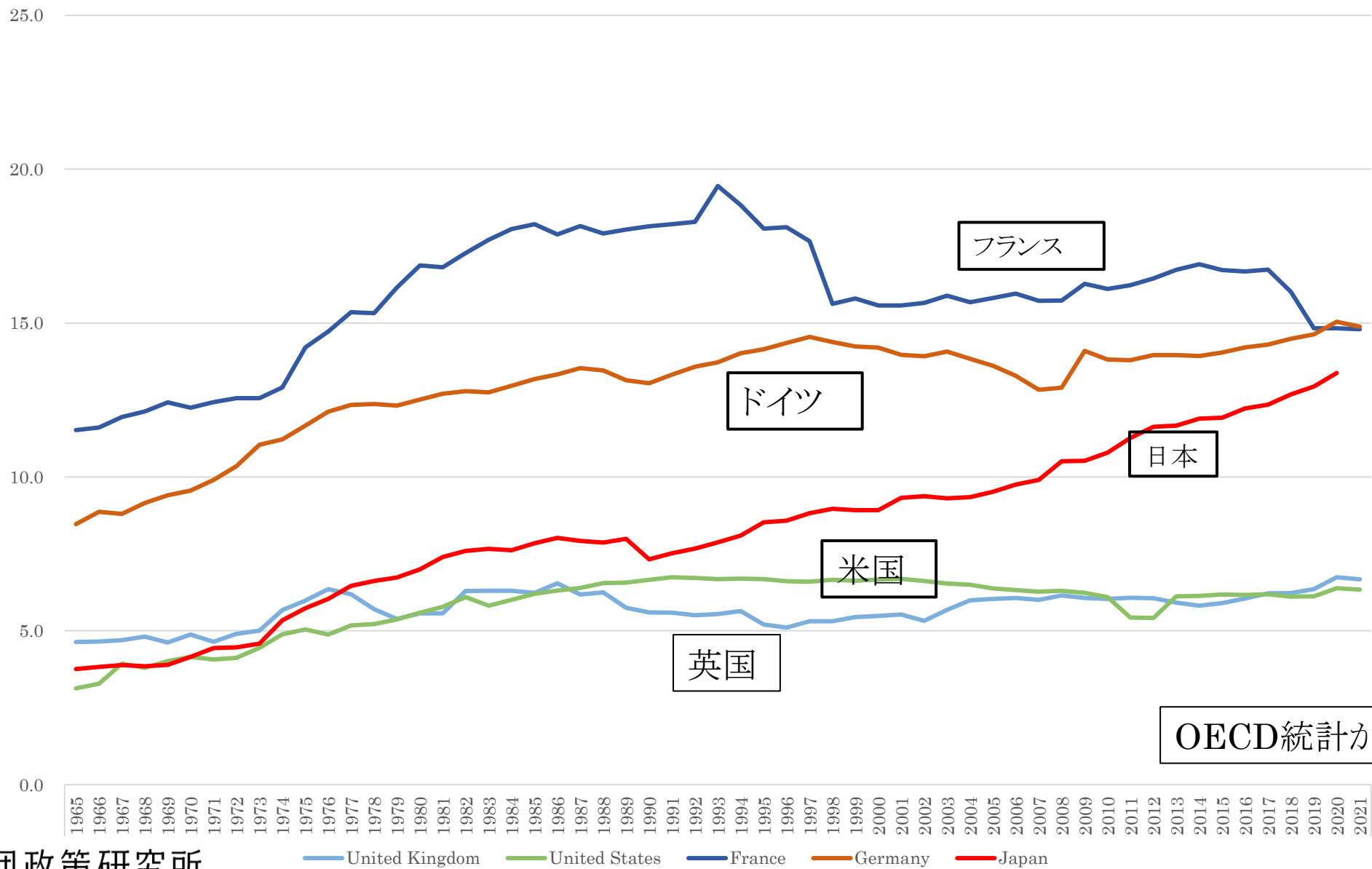
社会保険料と消費税の比較

	社会保険	消費税
機能	リスクのシェア	財源調達、税収を社会保障に使うことにより所得再分配
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・負担と受益(給付)のリンクが明瞭で国民から受け入れられやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・余裕のある高齢者も含め広く国民全員が負担する。 ・転嫁が予定されており、事業者の負担は少ない。 ・国境調整があるので国際競争力は変わらない ・未納は少ない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを産むことがリスクとなるが、子育てを終えた人、子どもを持たない人にはリスクは生じない。 ・原則勤労世代が負担する賃金課税。 ・国民年金は定額負担で逆進性が高い。 ・事業主負担は転嫁しにくくコスト増になり、賃上げの機運をそぎかねない。 ・国境調整がないので、競争力の問題が生じる。 ・雇用の非正規化につながり少子化を加速する。 ・所得再分配にはつながらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民全員に負担増となり政治的には採用されにくい ・国民年金ほどではないが逆進性がある。

NHK視点・論点2023.4,25
森信作成

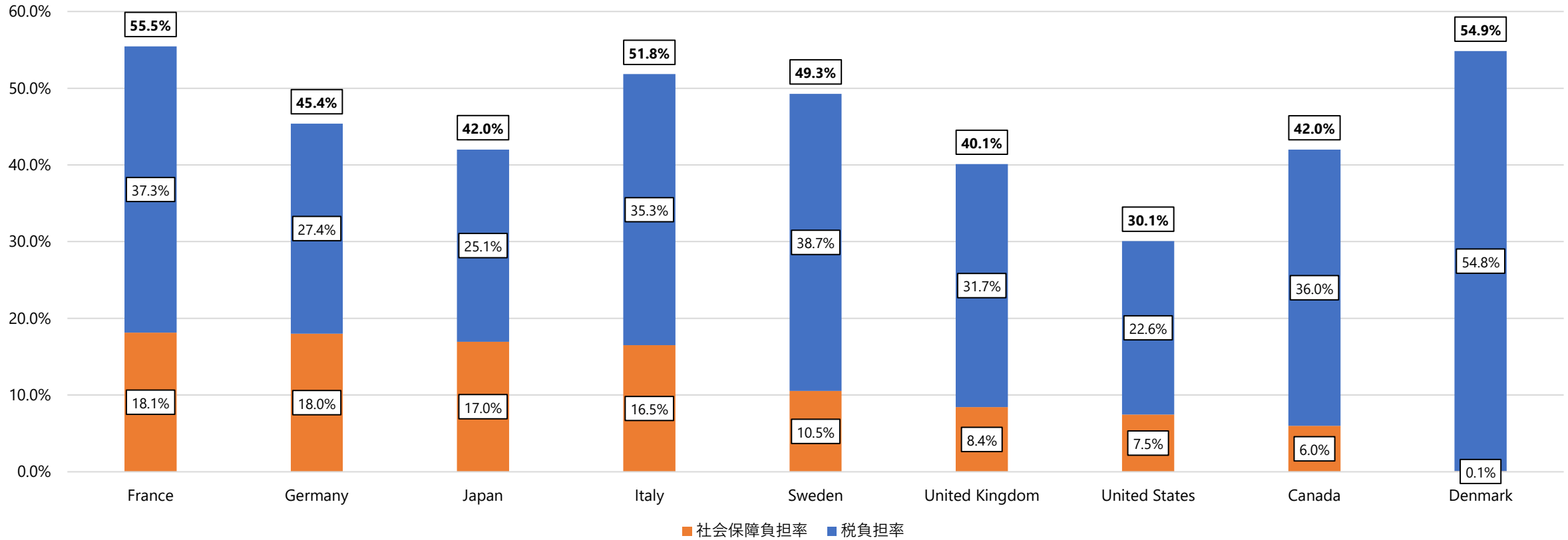
社会保険料負担の推移(各国比較)

GDP比%



OECD統計から筆者作成

G7+スウェーデン・デンマーク加盟国国民負担率（2020年） オレンジが社会保険料負担、青は税負担



Country	France	Germany	Japan	Italy	Sweden	United Kingdom	United States	Canada	Denmark
国民負担率における 社会保険負担の比率 (橙 / (橙 + 青))	32.7%	39.7%	40.4%	31.8%	21.4%	21.0%	24.8%	14.3%	0.1%
税負担率	37.3%	27.4%	25.1%	35.3%	38.7%	31.7%	22.6%	36.0%	54.8%
社会保険負担率	18.1%	18.0%	17.0%	16.5%	10.5%	8.4%	7.5%	6.0%	0.1%
国民負担率	55.5%	45.4%	42.0%	51.8%	49.3%	40.1%	30.1%	42.0%	54.9%

出所：OECD

OECD統計から筆者作成

1, 所得税

- わが国税収に占める所得税の割合は、世界的にも極めて低い水準にある。各種所得控除を見直し課税ベースを広げることは、税収確保だけでなく、格差是正の観点からも必要。「所得再分配機能の回復の観点からの個人所得課税の検討を進める」与党税制改正大綱（20年12月）。

（1）金融所得課税

- 現在20%（国・地方）の分離課税となっているが、この税制が所得再分配機能を弱めているとの問題意識があり税率引き上げの余地がある。税率を一律5－10%引き上げる場合、中低所得者には勤労所得以上の増税になるので、何らかの対応が必要。例えばNISAを拡充して中低所得者の金融所得非課税部分を厚くする、一定の金融所得以上の者だけ割増課税（2段階課税）するなどが考えられる。
- 金融所得には社会保険料負担が課せられていないことにも留意。参考になるのはフランスの「一般社会税」（社会連帯税）で、勤労所得に加え、金融所得や年金所得にも8%程度の課税をしている。社会保険料の基礎となる収入のベースを広げるという理屈で対応できるか。

（2）給与所得控除の上限の引下げ

- 給与所得控除は、給与所得者の経費の概算控除であるが、他の所得とのバランスも加味されており、依然高い水準にある。10万円引き下げ同額を基礎控除に振り替え、給与収入850万円から上限を195万円に設定する税制改正が2020年から始まったが、他の先進諸国と比較すると断然高い水準にあり（米国の概算控除は140万円、フランスは85万円）、上限をさらに引き下げる余地がある。高所得サラリーマンへの増税は、一定の所得再分配効果がある。

（3）年金税制の見直し

- わが国の年金税制は諸外国と比べて緩い。世代間の負担の公平性をゆがめている公的年金等控除の見直し（高所得高齢者への負担増）は、全世代型社会保障という観点と整合性が取れ、令和2年からの見直しを踏まえてもなお合理性がある。
- とりわけ、1）勤労所得のある年金受給者は、公的年金等控除と給与所得控除のダブル適用がなされていること（経費控除の二重取り）、2）対象年金の範囲が公的年金にとどまらず、3階建ての企業年金（厚生年金基金等）にも適用されていることは改善の余地がある。

（4）退職金課税の見直し

- 勤続年数に応じて控除額が増加する現行の退職金課税は、働き方改革から見て問題があり、縮小・廃止する正当性がある。

2、相続税

資産格差の拡大を防ぐという大義名分がある。「13年度改正の影響を見極めながら、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要。」2015年から課税割合は倍増（4%から8%へ）している。令和2年度税収2兆3千億（予算）。

3、GAFAs等巨大デジタル企業への課税

OECDで長年議論している税制。米国大統領がトランプ氏からバイデン氏に変わり、変化の兆しは見え始めたものの、目標としている本年半ばの合意は難しい状況。

一方で、英国、フランス、イタリアなどの欧州諸国やインド、インドネシアなどは、ビッグデータを活用した広告収入やプラットフォームの売上げに税を課すデジタルサービス税（DST、売上税）を導入・実施している。売上税では相手方に転嫁されるのでGAFAs等多国籍デジタル企業への課税にならないではないかという問題があるが、税収を確保するという観点からは魅力的な税で、検討に値する。（税収規模）フランス2500億円（4年間）、英国2100億円（4年間）

4、法人税

・米国や英国が引き上げの方向で検討しており、まとめればわが国でも引き上げ議論の余地が生まれる。また、課税ベース拡大のための租特の見直し・整理は常に必要。

5、炭素税

・カーボンプライシングとして炭素税の議論が始まったが、税収の用途については、グリーンイノベーションとの関係がある。また恒久財源にはならないという問題がある。

6、ロボットタックス

国が出資したベンチャー企業に対して、無形資産の持ち分を持ちロイヤリティーの支払いを受ける。

イスラエルには、スタートアップが実施する研究開発活動に政府が補助金を出す場合に、コンディショナルローンの形をとり、支援を受けたプロジェクトが商業化に成功した場合、支援額に低利の金利を加えた金額に達するまで、売上の3%から5%をロイヤリティーとして課す制度がある。支援対象プロジェクトが産み出した知的財産が多国籍企業等の他企業に売却される場合には、最大で支給額の6倍を知識移転チャージとして課す。